

令和3年度旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、入所系の高齢者施設への新規入所者等が受検する新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の検査費用について、予算の範囲内において旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) PCR検査等 新型コロナウイルスが体内に存しているか調べるために行うPCR検査及び抗原定量検査のうち、行政検査として行うもの以外のものをいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付対象者は、別表に掲げる施設等（以下「対象施設等」という。）を旭川市内に有する者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助金交付対象者が、対象施設等に概ね2週間以内に入所又は入職を予定している者及び新規採用予定職員に対し、本人の希望に基づいてPCR検査等を受検させる事業とする。ただし、補助金の交付対象となるPCR検査等は、令和3年9月30日までに受検したものとする。なお、PCR検査等が、検査実施機関によらず受検者等が自ら検査反応を判断するものは、この要綱における補助の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金交付対象者が前条に規定する補助対象事業を実施した際に、検査実施機関等に支払った費用とする。ただし、他の国庫補助金等で措置されているものは対象としない。

(補助金の額及び交付回数)

第6条 補助対象経費の実支出額と、PCR検査については20,000円、抗原定量検査については7,500円とを比較していずれか少ない方の額とし、原則として1人当たり1回までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和3年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 施設別実績報告書(様式第1号別紙1)
- (2) 支出根拠を確認できる領収書等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第2号)により補助金交付申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査結果により、補助金を交付しないことと決定した場合は、旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(申請の取下げ)

第9条 補助金交付申請者は、第8条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して7日以内に、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 第8条第1項の規定による通知を受けた補助金交付申請者が、補助金の交付を希望しなくなったときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。

3 第1項及び第2項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第11条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 市長は、補助事業者に対して、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様

式第4号)の提出を求める場合がある。補助事業者は、求めに応じて速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、第8条の交付決定の通知を受けたときは、旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付請求書(様式第5号)を、通知を受けた日から10日を経過する日までに市長に提出するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行し、令和3年2月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区分	対象施設
高齢者入所施設	①特別養護老人ホーム（地域密着型を含む） ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④介護医療院 ⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥有料老人ホーム ⑦サービス付き高齢者向け住宅 ⑧養護老人ホーム ⑨軽費老人ホーム ⑩生活支援ハウス

注1 対象施設は、補助金の申請時点で指定等を受けているものとする。

様式第1号（第7条関係）

旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

(申請者) 住 所

法人名

代表者職氏名

旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 施設別申請額内訳

番号	施設名	補助金額(円)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
合 計		円	

3 添付書類

- (1) 施設別実績報告書（様式第1号別紙1）
- (2) 受検したPCR検査等に要した費用を証する領収書等の写し

【担当者連絡先】

施 設 名

〒

住 所

担当者氏名

電 話 番 号

E-mail

施設別実績報告書

法人名	
施設名	(住所：)

番号	検査を受けた方						検査費用				補助金の算定		*検査費用B欄「その他経費」の内容を記載してください。
	検査年月日	検査実施機関名	氏名	生年月日	区分 (入所予定者又は採用予定職員)	入所又は 入職予定日	検査種別 (PCR検査又は 抗原定量検査)	検査料金(円) A	その他経費(円) B	合計(円) (A+B) C	補助限度額(円) D	補助金申請額(円) (CとDの低い方) E	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
											合計	0	

注1 この様式は、施設ごとに作成してください。

注2 「補助限度額」D欄については、PCR検査の場合は20,000円、抗原定量検査の場合は7,500円となります。

注2 「補助金申請額」E欄の合計が、様式第1号の補助金交付申請額と一致していることを確認してください。

旭 第 号
年 月 日

旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金不交付決定通知書

様

旭川市長

年 月 日付けで申請のあった旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金については、不交付と決定したので、同補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

（理由）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

（宛先）旭川市長

（申請者）住所

法人名

代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け旭 指令第 号で交付決定を受けた旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、同補助金交付要綱第11条第1号の規定により次のとおり報告します。

1 補助金の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

↓

（以下は、2で「有」の場合のみ記載してください）

3 消費税の確定申告書を税務署に提出した日 （ 年 月 日）

4 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税・簡易課税

↓

（以下は、4で「一般課税」の場合のみ記載してください）

5 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

6 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

7 補助金返還相当額（6から5の額を差し引いた額） 金 円

（注1）別紙として積算の内訳及び記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

（注2）補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

